

住宅用火災警報器の設置の義務づけ

住宅火災による死者数の動向

- 平成15年以降6年間連続で死者数が1,000人を突破しており、かつてない高い水準で推移
- 死者の約6割が65歳以上の高齢者であり、高齢化進展を反映して増加傾向。
(死亡原因の約6割が逃げ遅れ)

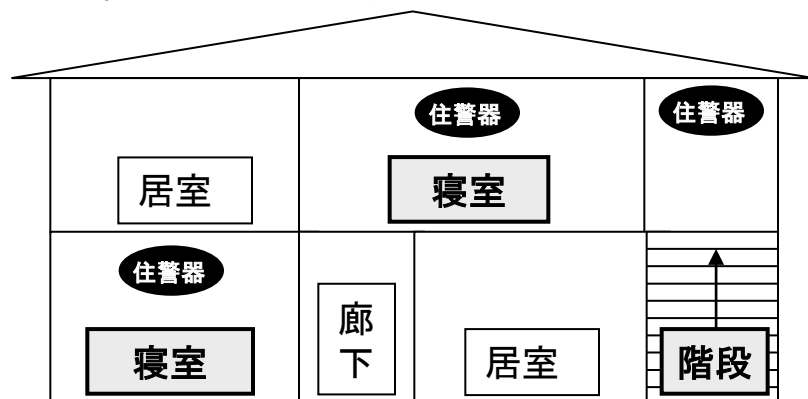
高齢化の進展でさらに増加するおそれ

○非住宅には、従来から火災報知器設置が義務付けられていたが、戸建て住宅等には義務付けがなかった。

平成16年の消防法改正により、 全住宅について、寝室等に住警器の設置義務づけ

- 新築住宅については、平成18年6月1日より適用（建築確認手続きにおいてチェックする体制）
- 既存住宅については、各市町村条例で定める日（平成19年から平成23年までの間で施行予定）より適用

○ 住警器等の設置場所



○ 住宅用火災警報器（感知・警報部が一体の機器）



※ 寝室と階段室は政令で義務付け。

※ その他の居室も地域によっては条例で義務付け対象となる場合がある。

【参考】

消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）

第九条の二 住宅の用途に供される防火対象物（その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。）の**関係者は、次項の規定による住宅用防災機器**（住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の設置及び維持に関する基準に従つて、**住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。**

2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

消防法施行令（昭和三十六年三月二十五日政令第三十七号）

第五条の六 法第九条の二第一項の**住宅用防災機器**として政令で定める機械器具又は設備は、**次に掲げるもののいずれか**であつて、その形状、構造、材質及び性能が総務省令で定める技術上の規格に適合するものとする。

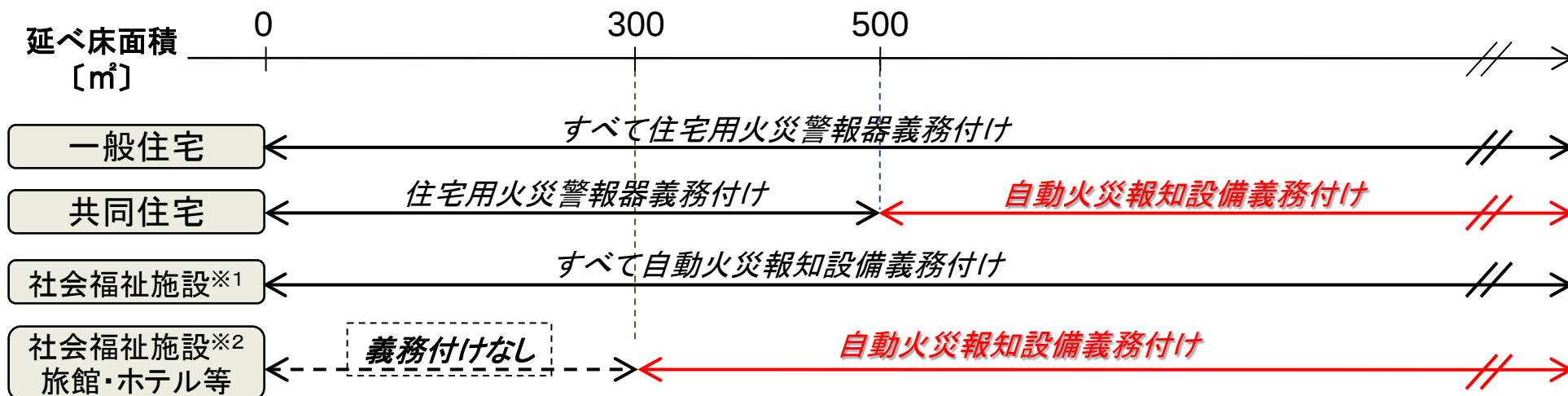
- 一 **住宅用防災警報器**（住宅（法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器をいう。次条において同じ。）
- 二 **住宅用防災報知設備**（住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備（その部分であつて、法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等で第三十七条第七号 から第七号の三 までに掲げるものに該当するものについては、これらの検定対象機械器具等について定められた法第二十一条の二第二項の技術上の規格に適合するものに限る。）をいう。次条において同じ。）

＜同様の趣旨で、本来的には自己責任と考えられる分野で義務付けを行っている例＞

○道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）

※シートベルト、チャイルドシート、ヘルメット

一般住宅や社会福祉施設等に設置が義務付けられる火災警報設備の比較



※1 主として自力避難困難な者が入所する施設。 ※2 主として自力避難困難な者が入所する施設以外のもの。

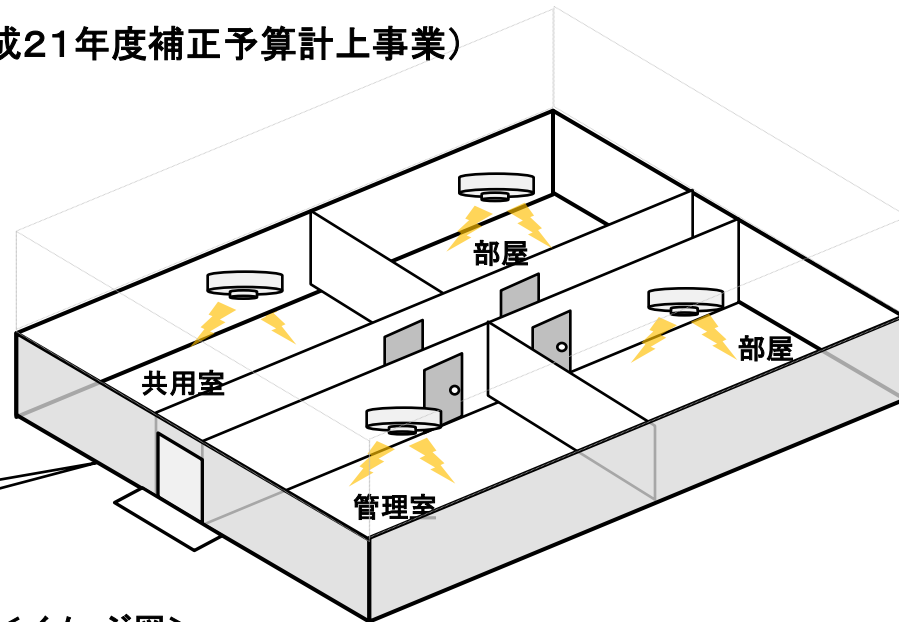
(参考)

「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」(平成21年度補正予算計上事業)

小規模な社会福祉施設、簡易宿泊所等(自動火災報知設備の設置が義務づけられていない300㎡未満のもの)において、火災を早期に覚知し、通報・初期消火・避難誘導等を適切に行うことができるよう、全額国費により住宅用火災警報器を各地方公共団体に配備し、全施設(約43,000施設)に設置。

【平成21年度補正予算額:35.6億円】

住警器を連動させることで、火災が発生していない場所でも、火災を早期に感知することが可能。



<イメージ図>

～社会福祉施設等に無線連動型の住警器を設置する場合の例～